

高等教育コンソーシアム熊本 会費に関する細則

(趣旨)

第1条 この細則は、高等教育コンソーシアム熊本会則第11条の規定に基づき、高等教育コンソーシアム熊本の正会員の会費に関し必要な事項を定める。

(会費種別)

第2条 会費は、次の種別とする。

- (1) 基本会費 年額 20 万円
- (2) 機関規模による会費 総収容定員数（毎年4月1日現在）×200 円

(会費の額)

第3条 正会員別の会費の額は、次のとおりとする。

正会員名	会費の額
九州看護福祉大学 九州ルーテル学院大学 熊本学園大学 熊本県立技術短期大学校 熊本県立大学 熊本高等専門学校 熊本大学 熊本保健科学大学 尚絅大学・尚絅大学短期大学部 崇城大学 東海大学 九州キャンパス 中九州短期大学 平成音楽大学	(1) 基本会費 (2) 機関規模による会費
放送大学 熊本学習センター	(1) 基本会費

(会費の納入)

第4条 会費は、毎年度指定する日までに一括で納入するものとする。

(細則の改廃)

第5条 この細則の改廃については、理事会で審議・決定する。

(雑則)

第6条 この細則に定めるもののほか、会費に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

附 則

この細則は、平成22年6月23日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

この細則は、平成24年4月1日から適用する。